

令和3年第 8回  
総会  
8月

## 白井市農業委員会会議録

令和3年8月5日 開会

令和3年8月5日 閉会

## 白井市農業委員会会議録

令和3年8月5日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会長	笠井行雄
会長代理	中村教雄
1番	伊藤治
2番	岩井聡明
3番	今井幹代
4番	芦田恵子
5番	山崎正司
6番	山崎雅巳
7番	海老原清

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 齊藤和博
3. 小林幸子
4. 押田勝巳
5. 海老原菊夫
6. 高宮正明
7. 中嶋健次
8. 秋本善久

農地利用最適化推進委員の欠席は次のとおり

2. 小松隆夫

傍聴者 なし

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について

報告・協議事項等

- (1) 届出等事務局長専決決裁報告について
- (2) その他

9月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 8月23日月曜日
- ・事前審査会(案) 9月2日木曜日  
第2班 午前9時から 本庁舎2階災害対策室1
- ・総会(案) 9月9日木曜日  
午後4時00分から 本庁舎2階災害対策室2・3

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、令和3年8月定例総会に御出席をいただきまして、大変御苦労さまでございます。

今年の夏も、梅雨が明けてから、毎日暑い日が続いております。

梨の出荷作業のほうも最盛期に入ろうとしておりますが、委員の皆様方におかれましては、農作業等、熱中症にならないように水分補給を十分していただきまして、健康管理には十分気をつけていただきたいと思います。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員が過半数に達したため、これより令和3年8月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、6番、山崎雅巳委員、7番、海老原清委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので  
提出いたします。

令和3年8月5日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

番号1、大字平塚字茅橋台の2筆です。

地目、畑。

地積、2筆合計で1,002平方メートル。

権利者、記載のとおり。

経営面積312アール。

義務者、記載のとおり。

事由、所有権移転、売買です。

番号2、大字平塚字遠久保地の1筆。

地目は畑。

地積1,325平方メートル。

権利者、記載のとおり。

経営面積312アール。

義務者、記載のとおり。

事由、所有権移転、売買。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

海老原 清委員、お願いします。

海老原清委員 1班班長、海老原です。

議案第1号について、3条申請に係る調査報告を行います。

資料は、1番と2番です。

当日は、権利者御本人、それと義務者の代理人として権利者が出席されました。

申請地は、1番につきましては、市役所から北東に4キロメートルに位置しております。

申請地の状況につきましては、竹林になっています。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。  
権利者の所有している農機具は、貨物自動車2台、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、スプレーヤ1台です。  
農機具はそろっています。  
年間従事日数ですけれども、350日となっております。  
技術力もあります。  
面積要件につきましても、下限面積の50アールをクリアしています。  
現在所有する農地は、全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。  
また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本件は農地法第3条第2号の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

続いて、2番についてですけれども、権利者は1番と同じ人で、義務者の代理人として、やはり権利者が出席されました。

申請地は、市役所から北東4キロメートルに位置しております。

申請地は、市道に面していて、進入路も確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有する農機具は、貨物自動車2台、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、スプレーヤ1台です。

年間従事日数ですけれども、350日、技術力もあります。

面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。

現在所有する農地は、全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺農地における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2号の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

最適化推進委員の海老原菊夫委員、お願いします。

海老原菊夫委員 海老原です。

まず、番号1の義務者の方に聞きました。

この人は、今、会社員で、畑できないので助かるということです。

この番号の2と、この厚いやつとこれ番号がちょっと違うのですけれども、番号2のほうの義務者の方が、ここの場所は道路がないところなので、もともと耕作できなかったから、今はもう竹山になって、はっきり言って、使ってくれるとありがたいと言って、問題はないと思います。

また、権利者の方は、これから梨を一生懸命やりたいと、もっと増やしたいということなので、問題ないと思います。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

伊藤委員。

伊藤 治委員 農業委員の伊藤です。

こちらの権利者の方ですけれども、こちら見ますと、野菜と稲作のほうを主に栽培計画ですので、この梨に関しては、これは初めての栽培になられるのでしょうか、それとも、ほかの農地で、梨の栽培についてはもう耕作されて育てられているのでしょうか。

笠井会長 海老原委員。

海老原菊夫委員 海老原です。

この農業経営の実態には、樹園地はゼロとなっていますけれども、実際、梨はいっぱいやっていました。

伊藤 治委員 そうですか。

海老原菊夫委員 ええ、だから、ちょっとこの辺がよく分からないのですけれども、実際は本当にやっています。

伊藤 治委員 栽培上の何か問題とか、いろいろな経営に関しては問題ないということ。

海老原菊夫委員 逆に言えば、梨を全部畑として登録してあるのだと思います。

これ1万4,000平米なので、多分それだけ畑をやるのは大変だと思います。

だから、梨畑も畑としてやっていると思うのです。

今後は、お母さんが案外と年なもので、若い人は梨だけでやりたいと。

伊藤 治委員 じゃあ、ほとんど問題はないと。

海老原菊夫委員 問題ないと思います、スプレーヤも持っていますし。

伊藤 治委員 分かりました。

ありがとうございます。

笠井会長 ほかにございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。

1番について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番、許可することに可決します。

2番について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、2番、許可することに可決します。

議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、2ページを御覧ください。

議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第4条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和3年8月5日提出。

番号1、大字復字上の1筆です。

地目は畑。

地積は907平方メートル。

申請人は記載のとおりです。

申請事由、農地転用、専用住宅用地となります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

海老原 清委員、お願いします。

海老原清委員 1班班長の海老原です。

それでは、資料3番を御覧ください。

当日出席者は、権利者本人の代理人として、測量会社の方が代理人として出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は、市役所から南西に約4キロのところであり、進入路は市道に面しており、確保されています。

現地調査をした結果、農地区分として、梨畑が周りにあるので第一種農地と判断いたします。

転用目的ですが、現在住んでいるところが、崖の近くの危険地帯にあるので、そこから現在の新しいところに宅地を建てるというお話でした。

転用目的ですが、農家住宅として申請されています。

次に、一般基準ですが、農家住宅として1,000平米の許可があるので、資金は、土地代金はゼロ、整地費71万3千円、建設費2,368万7千円、合計2,440万円、借入金2,270万円、自己資金170万円となっております。

許可後は、速やかに事業に着手すると思われれます。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら説明をお願いします。

最適化推進委員の秋本善久委員、お願いします。

秋本善久委員 推進委員の秋本です。

3の6の事業計画書がございますが、この事業計画書の計画施設の内容で、申請人の現在居住している住居は、裏面に崖があり危険なのでということで、確認させていただきました。

現在、確認したところ、2階建ての家ですが、すぐ家の後ろが崖で、既に竹と樹木が後ろ方の屋根にかかっている状況でございました。

本人も、最近のニュース等で土砂災害等が気になり、危険と感じていることから、所有の高台にと考えたと同いました。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第4条の規定による転用許可申請について採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、5ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり、白井市農業委員会事務局規程第6条第6号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和3年8月5日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

続きまして、6ページを御覧ください。

①農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出です。

続きまして、7ページを御覧ください。

②農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出になります。

続きまして、表紙に返っていただきまして、(2)その他としまして、9月の事前審査会、総会の日程について。

申請受付締切りが8月23日月曜日。

事前審査会が9月2日木曜日、第2班、午前9時から、本庁舎2階災害対策室1になります。

総会のほうが9月9日木曜日、午後4時から、本庁舎2階災害対策室2・3となります。

以上で説明を終わります。

笠井会長 本日の議案については、全て終わりました。

慎重なる審議を賜りありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人

